

公共高第 155 号  
平成 25 年 5 月 17 日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部  
支部長 中澤 卓史  
(公印省略)

公立学校共済組合高知支部から所属所に提供する  
個人情報の取扱いについて (通知)

日ごろから、当共済組合の運営に関しご理解・ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきましては、『公立学校共済組合個人情報保護規程及び公立学校共済組合高知支部等で保有する個人情報の取扱いに関する細則について』(平成 17 年 8 月 2 日付け公共高第 160 号。以下「個人情報通知」という。)により、各所属所における当共済組合から所属所に提供する個人情報の取扱い及び管理等について通知しているところですが、この度、「公立学校共済組合高知支部等で保有する個人情報の取扱いに関する細則」を平成 25 年 5 月 8 日付けで一部改正し、適用される保有機関から学校等の所属所を除外しました。

つきましては、同日以降に当共済組合から所属所に提供する個人情報の取扱い及び管理等につきましては、予め指定するものを除き、個人情報通知によることなく各所属所に適用される文書処理規定等に基づき取扱っていただくこととなりますので、お知らせします。

記

1. 取扱上の留意点

別紙「個人情報の取扱い Q&A」のとおり

2. 関係通知の廃止

- ・『公立学校共済組合個人情報保護規程及び公立学校共済組合高知支部等で保有する個人情報の取扱いに関する細則について』(平成 17 年 8 月 2 日付け公共高第 160 号)
- ・『「公立学校共済組合高知支部から所属所に提供している個人情報の種類等について」の一部改正について』(平成 23 年 2 月 14 日付け公共高第 595 号)

(別紙)

## 「個人情報の取扱い Q & A」

(Q 1) 個人情報に関する細則を改正したのは、なぜですか。

公立学校共済組合高知支部等で保有する個人情報の取扱いに関する細則(平成 17 年 4 月 12 日制定。以下「細則」という。)は公立学校共済組合個人情報保護規程(平成 17 年 3 月 16 日全部改正)に基づき、支部及び支部の所属所で保有する個人情報に関して必要な事項を定めた規則ですが、ここでいう支部の所属所は宿泊所(高知会館)をいい、学校等は含まれないということを確認したことによるものです。

したがって、細則を制定した当初に誤った通知を行っていたこととなるため、当該通知を廃止するものです。

(Q 2) 今後、共済組合から提供される個人情報(文書等)は、どのように取り扱ったらよいのですか。

今回の通知により、過去に通知した内容は廃止されることとなります。したがって、今後、共済組合から提供する個人情報(文書等)の保存、廃棄等は、特に指定するものを除き各所属所に適用される文書処理規定等(※)により取扱ってください。

(Q 3) 永年保存とされていた「個人データ廃棄簿」を所属所で保管していますが、どのように取り扱ったらよいですか。

現在、所属所で保管いただいている「個人データ廃棄簿」の保存、廃棄等は、各所属所に適用される文書処理規定等(※)により取扱ってください。

なお、「個人データ廃棄簿」に関する文書処理規定等(※)が存在しない場合は、即時に廃棄いただいて差し支えありません。

※ 学校等で定めた規則及び学校等に適用される条例等



公共高第160号  
平成17年8月2日



各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長

公立学校共済組合個人情報保護規程及び公立学校共済組合高知支部等  
で保有する個人情報の取扱いに関する細則について

日頃は公立学校共済組合の事務の円滑な運営にご尽力をいただきありがとうございます。

さて、このたび、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の平成17年4月1日からの完全実施に伴い、公立学校共済組合個人情報保護規程が別添のとおり全面的に改正されました。また、それを受けて別添のとおり公立学校共済組合高知支部等で保有する個人情報の取扱いに関する細則を定めましたので、併せて所属職員への周知をお願いします。

なお、各所属所におかれましては、個人情報の取扱い等につきまして下記の事項に十分ご留意いただきますようお願いします。

記

- 1 公立学校共済組合高知支部から所属所に提供している個人情報の種類等について  
別紙のとおり
- 2 個人情報の取扱いについて
  - (1) 個人情報の取扱いは、業務を遂行するために必要な場合に限るものとし、別紙に掲げる利用目的の達成のために必要な範囲を超えては取り扱ってはならないこと。  
(保護規程第7条、第8条)
  - (2) 特定の場合を除いては、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないこと。(保護規程第10条)
  - (3) 職員等はその業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならないこと。(保護規程第12条)
- 3 個人情報に記載されている文書の管理等について（取扱いに関する細則第10条）
  - (1) 個人情報を含む文書の管理等については十分注意を払い、個人情報が漏えいすることのないよう適正に保管すること。
  - (2) 別紙に掲げる文書で廃棄を必要とするものは別紙に定める保管期間経過後速やかに廃棄すること。
  - (3) 上記(2)の処理に当たっては「個人データ廃棄簿」（別紙4の2）により所属所長の決裁を受けた後個人情報の復元が不可能な形にして廃棄すること。
- 4 その他
  - (1) 個人情報の取扱いの苦情に関する相談の受付窓口は公立学校共済組合高知支部であること。(取扱いに関する細則第6条)
  - (2) 本人等からの開示、訂正等、利用停止等に係る手続きは公立学校共済組合高知支部で行うこと。(取扱いに関する細則第7条)



公共高第 595 号  
平成 23 年 2 月 14 日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部  
支部長 中澤 卓史  
(公印省略)

「公立学校共済組合高知支部から所属所に提供している  
個人情報の種類等について」の一部改正について（通知）

日ごろから当共済組合の円滑な事業運営につきましてご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、公立学校共済組合高知支部から所属所に提供している個人情報の取扱い等につきましては「公立学校共済組合個人情報保護規程及び公立学校共済組合高知支部等で保有する個人情報の取扱いに関する細則について」（平成 17 年 8 月 2 日付け公共高第 160 号：以下「個人情報通知」という。）で通知しているところですが、個人情報通知により提供している個人情報のうち変更となるもの及び新たに送付することとなった個人情報があることから「公立学校共済組合高知支部から所属所に提供している個人情報の種類等について」を別紙のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

なお、個人情報通知の記 3 において「個人データ廃棄簿」の保存期限が記載されていないことから下記のとおりお知らせしますので、遺漏のないようよろしくお願いします。

記

- 「個人データ廃棄簿」の所属所における保存期限

永年保存とする